**○国土交通省告示第千二百八号**

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十九年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

（別表）排出ガス対策型原動機

| 認定番号 | 原動機の名称及び型式 | 申請者 |
|---|---|---|
| 3－78 | キャタピラー　C1.1 | Perkins Shibaura Engines (Wuxi) Co., Ltd. |

**○国土交通省告示第千二百九号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の規定に基づき、道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示の一部改正）

**第一条**　道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

**改正後**

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が定める外国の機関は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|
| TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG | Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany | 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＥ05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下「ＷＭＴＣモード |

**改正前**

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示

| 名称 | 住所 | 備考 |
|---|---|---|
| TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG | Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany | 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＥ05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下「ＷＭＴＣモード法」という。）及び細目告示別添109「無負荷急加速時 |